

2022年3月24日

各 位

会社名株式会社ケアネット

代表者名 代表取締役社長 藤井 勝博

(コード番号 2150 東証マザーズ)

問合せ先 管理本部長 鹿目 泰

(TEL. 03-5214-5800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日開催の取締役会におきまして、定款一部変更について2022年3月25日に開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(2019 年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022 年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となる ため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 当社は、現在、代表取締役2名体制をとっており、コーポレートガバナンス強化の観点から、複数の代表取締役が任に当たる場合における責任をより明確にするために、当社定款を変更するものであります。変更案第16条は、株主総会の招集権者及び議長について変更するものであります。この変更により、株主総会の議長については代表取締役とすることとし、代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、順序の高い代表取締役が株主総会を招集し、議長となるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年3月25日 (予定) 2022年3月25日 (予定)

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、取締役会の決議によって <u>取</u> <u>締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 (新設)	(招集権者及び議長) 第 16 条 株主総会は、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役が複数選定されている場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、順序の高い代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	3 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
(新設)	(附則) 1 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変
	更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、 会社法の一部を改正する法律(2019 年法律第 70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規 定の施行の日である2022年9月1日(以下「施 行日」という)から効力を生ずるものとする。
	2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は 前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日 のいずれか遅い日後にこれを削除する。